

別表第一（第二条関係）（基準を満たす特定高度情報通信技術活用システムであることを示す添付書類）

基 準	添 付 書 類
<p>電波法（昭和二十五年法律第三百三十一条）第二条第五号に規定する無線局の免許を受けた者が認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システム（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものを除く。）であること。</p>	<p>電波法第十四条に規定する免許状の写し</p>
<p>当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。</p>	<p>特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関して、日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携等により維持管理等の体制が確保されているものであることを証明する書類</p>
<p>総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）第二条第二号に規定するローカル5Gシステムを導入する場合にあつては、導入を行う当該システムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第九号の二に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであること。</p>	<p>導入を行うローカル5Gシステムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであることを証明する書類</p>

別表第二（第二条関係）（認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムであることを示す添付書類）

特定高度情報通信技術活用システムに係る設備	添付書類
一 基地局の無線設備 陸上移動局の無線設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
二 交換設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
三 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）	1 当該設備の仕様を示す書類 2 基地局の無線設備と交換設備を接続するためのものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類